

## 「第2回 神戸市経理適正化外部検証委員会」議事録（要旨）

1. 開催日時 平成22年12月27日（月）9：30～11：35

## 2. 議事2～5に関する事務局報告について（主な委員意見）

（1）前回（第1回委員会）の議事概要等【資料10～資料13】、審議の進め方について【資料14】

○資料12の「新たな専決調達事務処理フロー図（案）」に関して、従来の事務処理との変更点を明確にするなど工夫をして欲しい。

○資料14の中で、犯罪行為である不適正経理と調達事務の仕組みを利用した不適正経理という2つに分類しているが、後者の不適正経理についても偽造に当たる可能性がある場合など様々なものがある。不適正経理の評価として、「違法」とか「不正」或いは「不当」という表現が適切な場合もあり、全体を「不適正」経理として括るのではなく、表現方法を一度きちんと整理する必要があるのではないかと。

○前回の会議で不適正経理の発生要因の一つとして会計事務処理の事務面での煩雑さが掲げられていた。確かに、手続きの中には一定の範囲で煩雑さを回避するため簡素化の検討が必要な場合もあるが、手続きの制度的な意義や必要性を踏まえると簡素化すべきでない場合もある。法制度上の制約があるのは当然であり、その上でどのような簡略化ができるかということを検討すべきである。

## 【サンプリング調査の実施について】

○新たな事務処理のサンプリング調査は事務処理の正確な確認のためには必要な手段ではあるが、本委員会が実施するという事では無く、委員会の提言において（サンプリング調査の実施を）盛り込む方向で検討していく。もっとも、提言に盛り込むとしても、どのようなサンプリング調査を実施するのかという具体的な手法に関して、実際に実物の会計書類を確認することが重要であるので、その検討材料として市の方で抽出した支出関係書類等も参考にさせていただくということで進めていく。

## （2）新たな専決調達事務処理の実施状況等【資料15、資料16】

○資料15の点検結果に関して、例えば保育所での日々納入せざる得ない賄材料の納品検査の緩和など一定の例外の必要性は認められるが、今後、例外を設けるにしても、区分を明確にして解釈が広がらないようにしないといけない。

○資料15の所属長等のアンケート結果では、回答者の大半が新たな事務処理の改善をあげているが、その内容のほとんどは新しい事務処理の緩和を求める意見である。緩和の方向性は、不正を防止するための事務処理を確立した現在の流れに逆行することにもなりかねず、個々の内容についてはよく吟味すべきである。

○資料16について、物品等の一括調達システムについてほとんどの政令市が導入しているようなので、神戸市も本格的に取り組むべきではないかと思う。

○口頭での発注を行っている自治体が結構あるが、口頭で発注を行う中で、何か牽制する仕組みがあるのかどうか、あれば今後の検討材料としたいので次回までに教えて欲しい。

○物品調達後の物品等の管理方法について他の自治体の調査が可能であれば確認していただきたい。

### (3) 内部牽制のあり方【資料17, 資料18】

○外部通報制度に関しては、事業者からの通報を端緒としているが、一般的には、市の内部からの通報による不適正経理の発覚という方が多いと思うので、そうした通報を特別内部検査につなげるような仕組みも必要ではないか。現在の内部通報制度や、コンプライアンスの制度などもご教示いただいたうえで参考にしたい。

○他の自治体の調査を行うなかで、特別内部検査の体制を含め、会計室や監察室にあたる部署の人数、また、それが各都市でどれほどの人口規模に対する人数なのかなどについて知りたい。

#### 〔資料18 参考資料④外部通報案件について〕

○今回の外部通報について、業者側と市の職員の言い分に食い違いがあるが、新たな事務処理において物品を調達する際に、職員が業者へ渡すべき「決議を得た発注書の写し」を渡していなかったこと。また、その後の業者から対象所属への問い合わせに対して、速やかに適切な対応（発注書の写しをFAXで送付する等）をしていなかったという事実は確認されている。

○また、外部通報に基づく調査として弁護士1名が立ち会うなど試行的に実施したが、通報受理から調査の実施まで1週間以上が経過しており、抜き打ち調査の実効性を確保するため、どのような体制で調査を実施していくのか今後の検討課題である。

○通報案件以外の書類も監察室が全部調べたとのことだが、他の事務処理については不備がまったくなかったという報告は信じ難い。細かい点まで調査し、本当に事務処理に不備がなかったのか、組織内の調査では甘くなってしまうのではないかと、厳しく調査して欲しい。

○外部通報があった案件については、同じような事例が他部署で生じないようにすることが重要である。職員研修などで、今回の事例を活用することが大事だと思う。

### 3. 意見交換（主なもの）

○どれほど全市をあげて再発防止に取り組んで、職員の教育を徹底したつもりでも、最後はやはり運用している「人」だと感じた。地道な職員教育の徹底が重要であると思う。新たな事務処理に関する職員研修の内容や今後の研修計画などがあれば提供して欲しい。

○特別内部検査での外部有識者のかかわり方だが、抜き打ち調査に市職員では無い弁護士が調査に関わるというのは調査権限の点から問題があると思う。弁護士は守秘義務があるので大丈夫だとは思いますが、調査への関与の位置づけがはっきりしないので、今後検討が必要ではないか。

### 4. 委員長まとめ

○今回の委員会での議論や配布資料などをもとに我々なりの意見もまとめなければならない。現在の制度的な問題点の把握は重要であり、アンケートの集計、分析、精査は今後の大切な作業になってくるだろう。

○アンケートの結果を踏まえて再発防止策に対する提言があれば、次回までにメールなどでやりとりをしていきたい。そのうえで、今回は具体的な内容について議論を深めていきたいと思う。